

2024

7月

No.603

か り や



か

り

や



北海道 虻田郡 喜茂別町「蝦夷富士」

写真提供：田中 勝志 氏

も く じ

全国安全週間を迎えて.....	1	社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	14
全国安全週間説明会が開催される.....	2	最低賃金の引き上げに伴う支援を強化しています.....	15
令和6年度 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する 厚生労働大臣・愛知労働局長表彰受賞者名簿.....	3	最低賃金の改定が予想される10月より前に！活用すると大変有効！業務改善助成金！.....	15
第12回定時会員総会ならびに協会創立50周年記念式が開催される.....	4	フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート！.....	15
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	8	「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください！.....	16
愛知県の全産業死亡災害.....	8	令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コースのご案内.....	16
労働者死傷病報告書受付状況.....	9	育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました！.....	16
監督署だより.....	10	毎年8月は“労働基準協会 労働相談業務周知月間”です.....	17
無災害記録証伝達式.....	11	衣浦東部保健所コーナー.....	18
令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催.....	12	会員だより.....	19
愛知県下各労働基準協会「労働実務専門講座 基礎法令コース」スタート.....	13	お知らせ.....	20

安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

	7月																																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
移動式クレーン	●	●	●	●	●	●																													
クレーン・テリック	● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習			● 学科講習										
衛生管理者																																			
車両系建設機械	14Hコース			18Hコース			38Hコース			14Hコース									14Hコース			18Hコース			38Hコース										
解体用機械																																			
不整地運搬車																																			
小型移動式クレーン																																			
玉掛																																			
クレーン特別教育																																			
玉掛(B)併合																																			
高所作業車																																			
床上クレーン																																			
ガス溶接																																			
特別教育	アーキ	クレーン5t未満		高所10m未満								小型車両系	高所10m未満	アーキ											小型車両系		ローラ							アーキ	
		自由研削砥石										低圧電気	14Hコース																						
安全衛生教育等																																			

	8月																																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
移動式クレーン																																				
クレーン・テリック																																				
衛生管理者																																				
車両系建設機械																																				
解体用機械																																				
不整地運搬車																																				
小型移動式クレーン																																				
玉掛																																				
クレーン特別教育																																				
玉掛(B)併合																																				
高所作業車																																				
床上クレーン																																				
ガス溶接																																				
特別教育		クレーン5t未満																																		
		アーキ		高所10m未満										ローラ																						
		自由研削砥石																																		
安全衛生教育等																																				

インターネット予約を始めました

■下記のホームページから受講予約を入れることができます。

24時間いつでもOKです。

■3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。

■予約状況も画面で確認ができます。

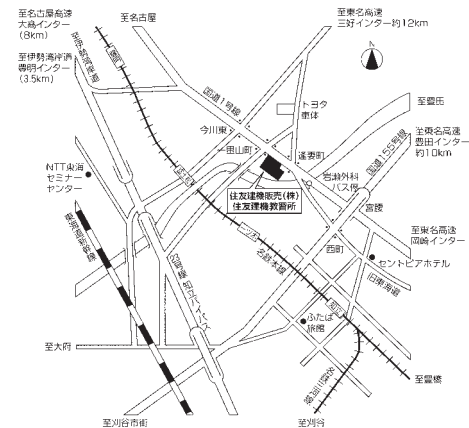
■住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ホームページアドレス

<https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所

愛知教習センター

〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

全国安全週間を迎えて

刈谷労働基準監督署長 佐野 晃

刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、日頃より、労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年で97回目となります全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、一度も中断することなく続けられています。

令和6年度は、

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

をスローガンに、7月1日から7日までの間、全国で開催されます。

愛知県における令和5年の労働災害発生状況（「新型コロナウイルス感染症を除く」以下同じ。）は、死亡者数35人（前年比-2人）、死傷者数（「休業4日以上」以下同じ。）7,817人（前年比+228人）であり、重篤災害は一定程度減少しているものの、死傷者数については依然として増加傾向にある状況です。一方、当署管内の令和5年の労働災害発生状況は、死亡者数1人（前年比±0）、死傷者数536人（前年比+32人）であり、傾向としては愛知県全体と同様であり、死亡災害は低水準まで減ってきているもののゼロを達成していない、死傷者数は減少傾向に転じていないという状況が続いています。

当署管内における令和5年の労働災害について、事故の型別で見ますと、多い順に転倒災害が16%、墜落・転落災害が15%、挟まれ・巻き込まれ災害が10%であり、この傾向は従前とさほど変わっていません。このような種類の災害は、しっかりと対策を講ずれば、確実に減らすことができるものですので、リスクアセスメントを適切に実施していただくとともに、作業手順を正しく定め、その作業手順、基本ルールの徹底を図る等更なる労働災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、労働災害のうち高齢労働者の占める割合、外国人労働者の占める割合は年々増加しています。エイジフレンドリーガイドラインで示されている職場環境の改善や、高齢労働者の健康や体力に応じた対応を行っていただくこと、母国語や視聴覚教材を用いた外国人労働者が理解できるような安全衛生教育の実施などの適切な配慮もお願いいたします。

さて、愛知労働局では、これまでも、事業者による自律した安全衛生管理が行われるようにリスクアセスメントの実施・定着を図ってきたところですが、令和5年度より推進している「第14次労働災害防止推進計画」においては、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-Being）を実現することを目指しています。

これまで、労働安全管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めています。愛知労働局は、リスクアセスメントを通じて経営視点であるPQCDSME（生産性、品質、原価、納期、安全性、士気、環境）を並列かつ一体的に、戦略的に管理する経営手法として、「安全経営あいち[®]」を提唱しています。安全管理を経営課題ととらえ、「安全経営あいち賛同事業場制度」をご利用いただき、「安全経営」に取り組む姿勢とリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、全国安全週間を契機に、労働者一人一人がより安全に働くことができる職場環境を築いていただきますようお願い申し上げますとともに、労働災害の更なる減少をご祈念いたしまして、全国安全週間を迎えるのメッセージとさせていただきます。

全国安全週間説明会が開催される

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

令和6年度の全国安全週間は97回目を数え、6月1日～30日を準備期間として、7月1日～7日の間全国で展開されます。刈谷署管内では刈谷労働基準協会主催、刈谷労働基準監督署後援のもと、6月3日に碧南商工会議所、4日に刈谷市総合文化センター小ホールにて「全国安全週間説明会」を開催いたしました。



杉浦支部長

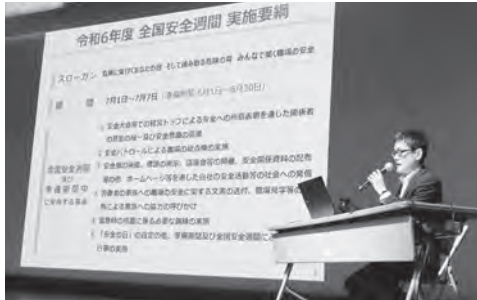
冒頭に碧南支部の杉浦支部長、刈谷支部の近藤支部長、監督署の佐野署長より挨拶がありました。佐野署長からは、刈谷署管内におけるここ数年の災害発生状況として、死亡災害は令和4年令和5年ともに1人、死傷者数については増加の傾向にあり、更なる取り組みが必要であるとし、第14次労働災害防止推進計画に基づいてリスクアセスメントを活用した対策等、「安全経営あいち[®]」の活動を推進していくため各企業の安全管理水準の向上をお願いされました。



近藤支部長



佐野署長



鶴飼第二方面主任監督官

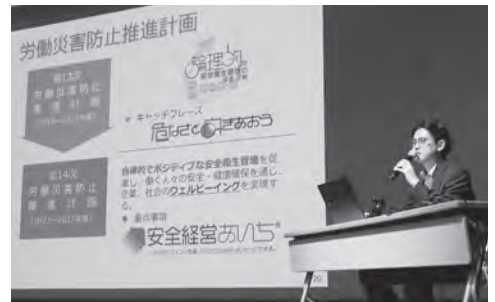
説明会では、はじめに監督署の鶴飼第二方面主任監督官より、全国安全週間及び準備期間中に実施すること、期間以外で継続的に実施することについての説明と、令和5年までの産業別、年代別における労働災害の発生状況、外国人における発生状況と災害防止への取り組みについて話されました。また、新たな化学物質管理に関する法改正について、既に施行されているものや今後施行されるもの、また化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任要件についても触れられました。

後の動向について」と題し、今までの管理手法が人の技能や技術に頼った活動であったのを事業者による管理へと変えていくことにより、生産性、品質、環境などの管理と一体で推進することができ、経営全体として有効な手法であるとして、第14次防で提唱している「安全経営あいち[®]」の取組みを紹介され、同賛同事業場制度への登録をお願いされました。



三上憲一氏

続いて、(株)大塚製薬工場の三上憲一氏、青木勝司氏より「熱中症と経口補水療法」と題して熱中症になる体の状況と温湿度の関係についてと、熱中症になった場合の対処方法、ならないための注意事項等についてと、経口補水液の効果についてわかりやすく説明されました。



安東監督官



刈谷会場

最後に、碧南、高浜、刈谷、知立、各市の健康推進部門、衣浦東部保健所より健康づくり等について講話がありました。



碧南会場

二日間の説明会に171名の参加があり、健康で安心・安全な職場づくりの更なる推進のため、皆さん熱心に聴講されていました。

尚、説明会で使用した資料については、協会にて若干、保管していますので、必要な方はご連絡下さい。

令和6年度 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に 対する厚生労働大臣・愛知労働局長表彰受賞者名簿

愛知労働局

I 厚生労働大臣賞

1 厚生労働大臣 優良賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で7事業場が受賞されます。

※7月1日にLEVEL XXI 東京會館（東京都千代田区大手町2-2-2）で執り行われる中央表彰式にて表彰状が授与されます。
○株式会社大林組 名古屋支店 社会医療法人杏嶺会一宮西病院増築工事

2 厚生労働大臣 奨励賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で16事業場が受賞されます。

※奨励賞は本表彰式にて代理で愛知労働局長から表彰状が授与されます。
○株式会社デンソー 善明製作所

II 愛知労働局長賞

1 愛知労働局長 優良賞（1事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。

○株式会社 JERA 知多第二火力発電所

2 愛知労働局長 奨励賞（14事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。

○株式会社リバース
○愛知機械工業株式会社 大江工場
○株式会社トーエネック 本店別館
○カネ美食品株式会社 本社
○株式会社メイキコウ
○マルヤス工業株式会社 御津工場
○大和化成工業株式会社
○アイコクアルファ株式会社
○株式会社アスデックス
○株式会社 TDEC
○東海部品工業株式会社 本社工場
○株式会社東海理化電機製作所 本社・本社工場
○東レ株式会社 愛知工場
○豊田化学工業株式会社 本社

3 愛知労働局長 功績賞（2名）

本賞は、地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

○森西 洋平 (愛知労働局 粉じん対策指導委員)
○豊田 勝己 (建設業労働災害防止協会 愛知県支部 豊橋分会 前分会長)

4 愛知労働局長 安全衛生推進賞（2名）

本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

○田島 真一 (公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 愛知県支部 事務局長)
○前田 和弘 (港湾貨物運送事業労働災害防止協会 東海総支部駐在 安全管理員)

第 12 回定時会員総会ならびに 協会創立 50 周年記念式が開催される

一般社団法人 刈谷労働基準協会「第 12 回定時会員総会ならびに創立 50 周年記念式」が、5 月 24 日(金) 13:20 より刈谷市産業振興センターあいおいホールにて開催されました。

定時会員総会では、はじめに新家会長より挨拶があり、そのあと神谷副会長（高浜支部長）の総会成立の確認報告ののち、新家会長の議長のもとで、議案の審議へと進みました。

議案審議では、第 1 号議案「2023 年度決算の承認に関する件」及び「監査報告」、第 2 号議案「常勤役員の報酬額等の件」、第 3 号議案「役員の一部変更の件」についていずれも承認されました。

続いて専務理事より報告事項として、「2023 年度事業報告」、「2024 年度事業方針・事業計画・予算」について説明を行いました。

役員の一部変更により選出された 6 名の理事のうち、総会後の臨時理事会において(株)マキタ人事部主査の神谷直樹さんが副会長に就任されました。



総会で挨拶をする新家会長



記念式の様子

つづいて行われた創立 50 周年記念式では、ご来賓として愛知労働局 阿部充局長、刈谷労働基準監督署 佐野晃署長、同 松尾鏡子副署長、愛知県労働局 加藤寛雅労働福祉課長、刈谷商工会議所 加藤会頭、安城商工会議所 富田副会頭、知立市商工会 新美会長、高浜市商工会 山本事務局長、愛知県労働基準協会 守山忠男専務理事が列席され、200 名を超える方が参加される中、表彰状及び感謝状の授与が行われました。

愛知労働局 阿部局長から、労働行政関係功労者表彰を、(一社)刈谷労働基準協会へ、労働行政関係功労者感謝状を永坂英文氏（株近藤組顧問）へ授与されました。



表彰を受ける新家会長



感謝状を受ける永坂氏

そのあと、刈谷労働基準協会 新家会長により個人の方61名と事業所68社に対して感謝状が贈呈され、引き続き同会長より特別精励賞6社と、精励賞44社に対して表彰がありました。

記念式の最後にご来賓を代表して、愛知労働局 阿部局長、刈谷労働基準監督署 佐野署長、知立市商工会 新美会長よりそれぞれ祝辞がありました。

阿部局長からは、これまでの協会の活動に対し、労務管理や安全水準の向上に成果があったとして労いのお言葉をいただいたのち、労働災害防止への取り組みとして、昨年度からスタートさせた「第14次労働災害防止推進計画」において、「安全経営あいち[®]」を柱に単に災害や疾病を防ぐネガティブな領域からより前向きなポジティブな領域への転換、すなわち若者、高齢者、外国人、障がい者など、すべての人が安心して生き活きと働くことができる環境づくりの推進に対し、刈谷労働基準協会をはじめとする関係団体の協力をお願いされました。



祝辞の挨拶をする
左から阿部局長、佐野署長、新美会長



講演をする榎原氏

記念式のあと、野球解説者・野球評論家の榎原寛己氏をお迎えし「我が野球人生」と題して特別講演を行いました。

大府高校時代の全国高校野球大会（甲子園）出場、ドラフト一位指名で巨人軍入団後の多摩川グランド練習、そして一軍昇格後の試合やFA宣言に関するエピソードなど裏話を織り交ぜながら講演していただきました。

1994年5月18日対広島戦での完全試合が大記録として残っていますが、1985年4月17日対阪神戦でのバックスクリーンへの3連発も、野球ファンの心に強く残っており、こちらの話題にもしっかり触れられました。

榎原氏の人となりを感じられる貴重なお話をいただき、盛況のうちにすべての次第を終了しました。

（記念式にて表彰・感謝状が授与された個人・事業所は次掲のとおり）

一般社団法人 刈谷労働基準協会 創立 50 周年記念 表彰・感謝状贈呈者紹介（敬称略）

* 労働行政関係功労者表彰

一般社団法人 刈谷労働基準協会

* 労働行政関係功労者感謝状

永坂英文（株近藤組）

* 刈谷労働基準協会会長感謝状（事業場：68 社、個人：61 名）

本会

〈個人〉 32 名		〈事業場〉 9 社
秋元友勝（フォークリフト他講師）	竹嶋良介（フォークリフト講師）	(株)エフエスケー
阿知波信雄（フォークリフト講師）	田中勝志（会報への写真提供）	興研(株)名古屋営業所
磯貝泰輝（フォークリフト講師）	田中信義（プレス機械他講師）	サンコー(株)名古屋営業所
稲村重信（協会監事）	中村竜也（フォークリフト講師）	(株)重松製作所名古屋営業所
岩月和年（アーク溶接他講師）	花岡次郎尚武（プレス機械他講師）	シマツ(株)
内田陽造（協会監事）	廣井正和（フォークリフト他講師）	竹内(株)
小栗利治（会報への原稿寄稿）	松本忠義（フォークリフト講師）	(株)谷沢製作所名古屋営業所
金井穂高	水澤正明（フォークリフト講師）	(株)豊田自動織機高浜工場
神谷義徳（フォークリフト他講師）	三矢弘二（有機溶剤他講師）	理研計器(株)名古屋営業所
川口康史（フォークリフト講師）	森山雅昭（低圧電気講師）	
古川正勝（フォークリフト講師）	山中一弘（会報への写真提供）	
鹿井竹志（低圧電気講師）	山本 宏（フォークリフト講師）	
清水重徳（フォークリフト講師）	山本 誠（協会監事）	
杉山博昭（支部事務局担当）	横手美智郎（石綿他講師）	
瀬戸口 剛（フォークリフト講師）	吉田正人（フォークリフト講師）	
高橋昌裕（フォークリフト講師）	和賀道郎（低圧電気講師）	

刈谷支部

〈個人〉 7 名	〈事業場〉 25 社	
石川弘一（津田工業(株)）	(株)アイ・エム	サンエイ(株)
伊藤文洋（小林クリエイト(株)）	アスカ(株)	(株)サンスタッフ
奥野櫻子（奥野工業(株)）	太田商事(株)	(株)サンバレー
神谷武之（サンエイ(株)）	奥野工業(株)	(株)ジェイテクトコーティング
小嶋賢治（津田工業(株)）	(株)表屋	大興運輸(株)
近藤智義（株近藤組）	角文(株)	竹内精器(株)
鳥山英行（アスカ(株)）	刈通オートテクノ(株)	(株)だるま
	(株)キャッチネットワーク	中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所
	(株)弘伸運輸	津田工業(株)
	(株)コーリツ	(株)ツルタ製作所
	小林クリエイト(株)	日高工業(株)
	(株)近藤組	(株)豊電子工業
	栄熱処理工業(株)	

知立支部

〈個人〉 7 名	〈事業場〉 15 社	
磯村洋子（豊安工業(株)）	秋田工業(株)	中川工業(株)
岡田 潤（株DAPAC）	(有)加藤鉄工所	日本特殊塗料(株)愛知工場
神谷真司（黒金化成(株)テクニカルセンター）	カワイプリント	(株)FUJI
杉浦資治（秋田工業(株)）	(株)クラタ	フタバ産業(株)知立工場
鈴木隆紀（株FUJI）	黒金化成(株)テクニカルセンター	豊安工業(株)
中川 敦（中川工業(株)）	西三印刷(株)	(株)渡辺機械製作所
中根正喜（中一建設工業(株)）	(株)DAPAC	渡辺工業(株)
	中一建設工業(株)	

安城支部

〈個人〉 5名	〈事業場〉 5社
安藤茂則 (カリッソー(株)) 磯部秀男 (株)イノアックコーポレーション安城事業所 草深宗夫 (株)アイシンPTセンター 杉崎英一 (中央精機(株)) 松井英哲 (カリッソー(株))	(株)イノアックコーポレーション安城事業所 カリッソー(株) 倉敷紡績(株)安城工場 中央精機(株) (株)マキタ

高浜支部

〈個人〉 5名	〈事業場〉 8社
浅岡淳一 (株)ミツバ化学) 磯貝政博 (春日運送(株)) 神谷弘恵 (高浜共立運輸(株)) 神谷義昌 (カクゴ(株)) 森 俊広 (水野運送(株))	愛知県陶器瓦工業組合 (株)ティ・エス・シー エヌティーテクノ(株) 水野運送(株) カクゴ(株) (株)ミツバ化学 春日運送(株) 高浜共立運輸(株)

碧南支部

〈個人〉 5名	〈事業場〉 6社
杉浦敏夫 (スギ製菓(株)) 杉浦和正 (株)石実メッキ工業所) 永坂誠司 (大浜燃料(株)) 林 俊行 (中庸スプリング(株)) 樺山朋久 (栄四郎瓦(株))	愛知県中央信用組合 スギ製菓(株) 栄四郎瓦(株) 中庸スプリング(株) 大浜燃料(株) (株)JERA碧南火力発電所

***特別精励賞** (6社)

- | | | | |
|---------------------|--------------|---------------|-----------|
| (刈谷支部) | (知立支部) | (安城支部) | (高浜支部) |
| ・太田商事(株) | ・ブラザー精密工業(株) | ・オノウチ精工(株) | ・創嘉瓦工業(株) |
| ・名古屋帯鋼(株)コイルセンター事業所 | | ・(株)デンソー安城製作所 | |

***精励賞** (44社)

(刈谷支部) 18社

- ・(株)アイシン
- ・愛知製鋼(株)刈谷工場
- ・アスカ(株)
- ・(株)エスケイエム
- ・刈通オートテクノ(株)
- ・刈谷ハイウェイオアシス(株)

- ・(株)近藤組
- ・近藤工業(株)
- ・サンエイ(株)
- ・(株)ジェイテクト
- ・(株)神和工業所
- ・関興業(株)

- ・大興タクシー(株)
- ・(株)ツルタ製作所
- ・(株)日輪
- ・藤久運輸倉庫(株)
- ・平成工業(株)
- ・(株)マインツ

(知立支部) 5社

- ・黒金化成(株)知立工場
- ・黒金化成(株)テクニカルセンター
- ・藤川金属(株)
- ・(株)フジプロ
- ・フタバ産業(株)知立工場

(安城支部) 9社

- ・(株)アルシス
- ・衣浦部品工業(株)
- ・(株)クオリ
- ・(株)合同工業
- ・(株)タケヒロ

- ・(株)富士カーボン製造所
- ・昌富工業(株)
- ・(株)ヤマコ
- ・ユタカ工業(株)

(高浜支部) 5社

- ・奥野工業(株)
- ・クロダイト工業(株)
- ・(株)三琇プレシジョン
- ・高浜電工(株)
- ・橋本電機工業(株)

(碧南支部) 7社

- ・石橋建設興業(株)
- ・加藤謙鉄工(株)
- ・(株)鈴木紙器
- ・全国酪農飼料(株)東海工場

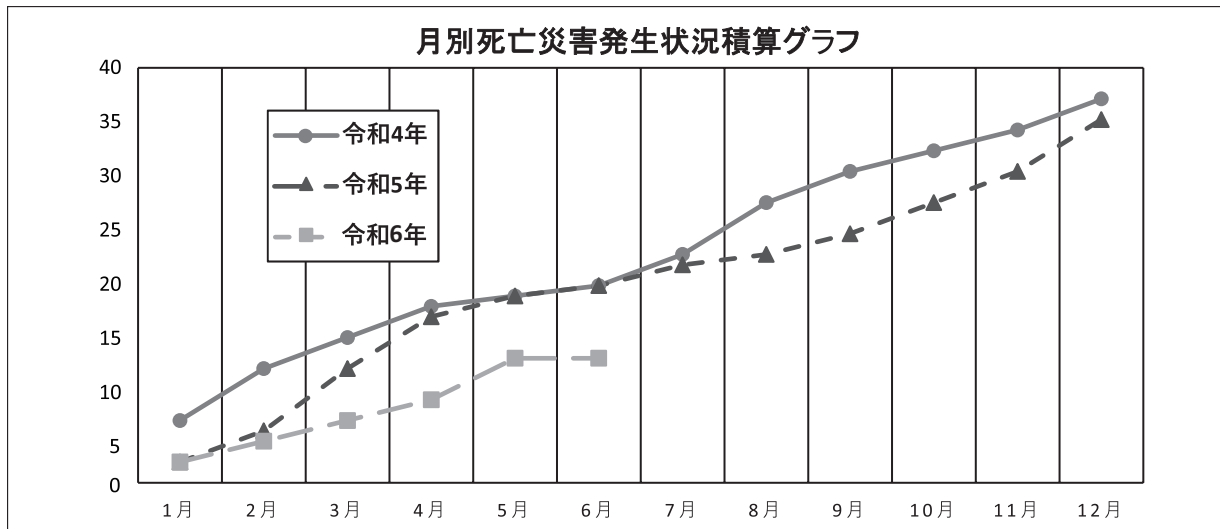
- ・トヨタ自動車(株)衣浦工場
- ・日鉄ステンレス(株)製造本部衣浦事業所
- ・丸共通運(株)

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年6月10日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期（速報値）	令和5年確定値
製	造業	3	4	8
	食品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		2	3
	金属製品			
	一般・電気・輸送用	1		
	その他	2	2	5
建	設業	3	2（1）	6（1）
	土木工事業			
	建築工事業	3	2（1）	6（1）
	その他			
陸上貨物運送事業	1	3	10（3）	
商	業	3（2）	2（1）	4（2）
	卸売業		1	2
	小売業	2（1）	1（1）	2（2）
	その他	1（1）		
清掃・と畜業	1	2	4	
上記以外の事業	1	2（1）	3（1）	
合計		12（2）	15（3）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年6月10日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業種	労働者数	被災者 職名	年令	経験	事故の型	起因物	災害状況
R6.5.9. 14:30	建築工事業 （木建以外）	9名以下	タイル工	40代	0年	墜落・転落	屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	工場に高さ約12mの仮設の門型クレーンを搬入するにあたり、高さ約9mの工場の屋根に同クレーンが干渉しないよう一時的に設けた開口部について、災害発生当日午後、被災者は4名が上記の関連作業として開口部周囲にベニヤ板を設ける作業を行っていた際に、同日14時30分、被災者がFRP製の窓明かりを踏み抜いて墜落し、死亡した。
R6.5.13. 10:45	建築工事業 （木建以外）	9名以下	昇降機工	50代	30年	墜落・転落	作業床・ 歩み板	建築工事現場内において、エレベーター設置工事を行っていた。搬器の枠組みに足場板をかけて作業床としていた。当該床は高さ23メートルに位置していた。被災者が、当該床上でさび止め等の作業を行っていたところ、当該床の固定器具が一部外れたことにより、当該床が傾き、被災者が地上まで落下した。病院に搬送され、死亡が確認された。
R6.5.14. 16:00	建築工事業 （木建以外）	9名以下	その他の 職種	60代	20年	墜落・転落	はしご等	瓦屋根の更新にかかる見積りのため、はしごを用いて屋根に登ろうと一段目に足をかけたところ、はしごから転落した。被災直後、被災者に意識はあったものの、その後死亡に至ったもの。
R6.5.15. 12:15	一般機械 器具製造業	9名以下	派遣 労働者	70代	6年	墜落・転落	地山・岩石	派遣先である工場の敷地外河川敷にて草刈り作業中に堤防から滑落し、河で仰向けに浮かんでいるところを発見された。

令和6年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和6年5月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	23		79		60		+19	
食 料 品	5		19		14		+5	
織 維			1		4		-3	
木材・木製品								
製紙・印刷			1		2		-1	
化 学	3		6		2		+4	
窯業・土石			4		2		+2	
鉄鋼・非鉄			3				+3	
金属製品	6		12		15		-3	
一般機械			6		3		+3	
電気機械			1		2		-1	
輸送用機械	7		21		13		+8	
その他製造	2		5		3		+2	
建 設 業 計	4		14		7		+7	
土 木					2		-2	
建 築	2		7		3		+4	
そ の 他	2		7		2		+5	
交通・運輸業	5		20		10		+10	
陸上貨物業			3		2		+1	
港湾荷役業								
商 業	4		20		10		+10	
接客・娯楽業	5		10		10			
清 掃 業	2		6		6			
そ の 他	28		53		38		+15	
合 計	71		205		143		+62	

※本統計は令和6年5月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。
※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をできる限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業主に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定着促進補助金」が交付されます。ぜひご利用ください。

補助を受けることができる事業主

次の(1)～(3)すべてに該当する事業主が対象です。

- 労働者災害補償保険の適用事業主
- 次のいずれかに該当する中小事業主

業 種	常時雇用する労働者数※1	資本金または出資の総額※1
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下

※1 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

(3) リスクアセスメント対象物（労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけられている有害物質）を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業主（ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施する個人ばく露測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく露測定、を除く）

補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費（消費税は除く） ①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光度分析法、原子吸光分析法の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定上流送料	個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円	1欄に掲げる補助対象経費（最大2名分）と2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付金額の合計は5万円を上限とする。

厚生労働省 (公社) 全国労働衛生団体連合会（全衛連）

補助金公募期間

第1期公募 令和6年6月1日～7月31日（必着） 補助金の予定額 9,000万円
第2期公募 令和6年9月1日～10月15日（必着） 補助金の予定額 1,000万円
・第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

交付申請に必要な書類

本補助金は、測定前に申請等が必要です

※全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。
個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書（様式1）
<添付書類>
1. 事業場概要（別紙1）
2. 確認書（別紙2）
3. 個人ばく露測定に要する費用見積書（写：作業環境測定機関作成）
※内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

測定報告及び補助金請求に必要な書類

※全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。
個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書（様式4）
<添付書類>
1. 個人ばく露測定結果報告書（写：作業環境測定機関作成）
2. 請求書（写）
3. 領収書（写）または 振込明細書（写）

申請手続きの流れ

- 個人ばく露測定費用の見積書
 - ・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。
- 募集期間内に郵送等により申請
 - ・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。
- 交付決定（不交付決定）
 - ・交付決定通知書（不交付決定通知書）を発送します。
- 測定の発注・測定実施
 - ・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらってください。
 - ※測定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。
- 測定実績報告及び補助金請求書を提出
 - ・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は令和7年2月28日（金）までに申請書提出先に到着するように提出ください。この期日を過ぎて到着したものは補助金をお支払いできません。
- 補助金の交付
 - ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書類等の入手 <http://www.zeneiren.or.jp>
申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階
電子申請アドレス hojyokin@zeneiren.or.jp
相談等 TEL 03-6453-9969（平日 午前10時～午後5時）

注意
この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。補助金の交付要領、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

過重労働防止対策は進んでいますか？

刈谷労働基準監督署

働き方改革関連法の一つである労働基準法の改正がなされ、時間外労働の上限規制が施行されてから、5年が経過しました。そして、令和6年4月1日からは適用が猶予されていた業種についても時間外労働の上限規制が適用開始となり、すべての業種で過重労働の防止が進められていくこととなります。

ご留意いただきたい点は多数ありますが、ここでは特にご確認いただきたい点として3点を列挙いたします。

1. 時間外労働の上限規制

原則として、時間外労働時間数が1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を用いた場合は42時間）、1年360時間（同じく320時間）を上限とします。特別条項を付した場合は、年6回までを限度として時間外・休日労働時間数が1か月で100時間未満、2～6か月平均で80時間以内にする必要があります。時間外労働時間の1年の上限時間数は720時間です。

これに加えて、4月1日から「建設事業」「自動車運転の業務」「医師」についても上限規制の適用が開始されました。ダイジェストとしてまとめると、下の表のようになります。

2. 労働時間の状況の把握義務と労働時間管理の適正化

長時間労働者を対象とする面接指導を実施するため、事業者が労働者の労働時間の状況を把握しなければならないことが定められています。時間外・休日労働時間が一定時間を超えるなど法定の要件を満たす労働者について、事業者には医師による面接指導の実施が義務付けられていますが、その前提として、事業者が労働者の健康確保のための措置や配慮を行うべき立場にあることから、個々の労働者ごとに労働時間の状況を把握し、適正に労働時間管理を行うことが不可欠です。

そこで、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、労働時間の適正な把握方法やその改善のための具体的な措置について示されています。

3. 年次有給休暇の年5日取得義務化

年次有給休暇は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対して最低10日を与えなければなりません。これはパートタイム労働者についても同様で、所定労働日数に応じて比例付与することになります。

法定の年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者に対し、その日数のうち5日については、基準日から1年以内に、労働者ごとにその時季を指定して付与することが義務付けられています。会員の皆様におかれましては、制度の趣旨にご理解いただき、過重労働防止に向けての取り組みを一層推進していただきますよう、お願いいたします。

【適用開始業種の上限規制】

適用開始業種	内容
建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制をすべて適用する。 ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働が月 100 時間未満、2～6 か月平均で 80 時間以内の規制は適用されない。
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項を付した場合は、時間外労働の上限を年 960 時間とする。 ・特別条項を付した場合に、年 6 回までとする規制は適用されず、時間外・休日労働が月 100 時間未満、2～6 か月平均で 80 時間以内の規制も適用されない。
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・特別条項を付した場合は、時間外・休日労働の上限を年最大 1860 時間とする。 ・特別条項を付した場合に、年 6 回までとする規制は適用されず、時間外・休日労働が月 100 時間未満、2～6 か月平均で 80 時間以内の規制も適用されない。

無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

去る令和 6 年 5 月 14 日(火)、第四種無災害記録を達成された(株)豊田自動織機 安城工場様、第四種無災害記録を達成された(株)アイシン PT センター様に、令和 6 年 5 月 20 日(月)、第二種無災害記録を達成された(株)ジェイテクト 田戸岬工場様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証*を伝達いたしました。

記録証を受けられました事業場におかれましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに無災害記録を更新していただきたいと思います。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。

(株)豊田自動織機 安城工場
(自動車部品・付属品製造業)
第四種無災害記録「1320万」時間達成

(株)アイシン PT センター
(自動車部品・付属品製造業)
第四種無災害記録「1320万」時間達成

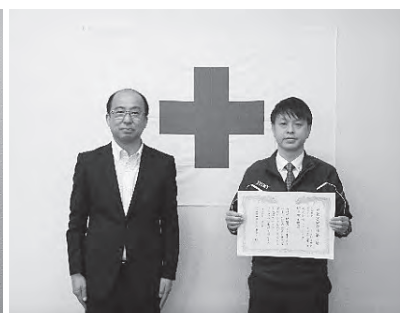
(株)ジェイテクト 田戸岬工場
(自動車部品・付属品製造業)
第二種無災害記録「590万」時間達成



(株) 豊田自動織機 安城工場
エレクトロニクス事業部
生産管理部 部長 大山 様



(株) アイシン
グループ品質本部
安全健康推進部 安全衛生・防火室
拠点グループ 主査 岩崎 様



(株) ジェイテクト 田戸岬工場
工場長 島岡 様

令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催

名北労働基準協会

第1回講演テーマ

「労働条件の引き下げをめぐるトラブルの防止について」

愛知県下各労働基準協会は、「令和6年度 労働トラブル防止総合講座」をスタートしました。今年度は、『労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。

本講座は会場における対面受講のほか、インターネット受講に対応しています。インターネット受講では、各自ダウンロードした資料とともに当日の講演を撮影した映像で各自受講します。



大嶽弁護士

さる6月10日に開催した第1回は「労働条件の引き下げをめぐるトラブルの防止について」と題し、大嶽達哉法律事務所所長 大嶽弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など半数のインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し当協会 市之瀬副会長が開会挨拶を行い、続いて大嶽弁護士より「就業規則とは」「賃金の減額」「労働者の同意」等の項目に分け、詳しい解説が行われました。

次回以降の予定は以下のとおりです。

■第2回■

令和6年8月5日

成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士

長谷川ふき子弁護士

「精神疾患を含む病者への配慮と休職の扱いについて」

■第3回■

令和6年10月1日

宮澤俊夫法律事務所 所長

宮澤俊夫弁護士

「解雇・雇い止めをめぐるトラブルの防止について」

■第4回■

令和6年12月6日

那須・岩崎法律事務所

岩崎友就弁護士

「就業規則の遵守と懲戒処分について」

■第5回■

令和7年2月21日

庄司法律事務所 所長

庄司俊哉弁護士

「労働災害の防止と安全配慮義務について」



令和6年度第1回『労働トラブル防止総合講座』



各回とも、会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。会員6,900円、一般9,130円。対面受講が終了している回も受講可能です。

お問い合わせ・お申し込みは、実施機関（一社）名北労働基準協会 総合受付（電話052-961-1666）もしくはホームページをご覧ください。

愛知県下各労働基準協会 「労働実務専門講座 基礎法令コース」スタート

名北労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では、6月12日より全4日間の「労働実務専門講座 基礎法令コース」を開催し、愛知県内企業をはじめとする労務人事担当者等 DVD 受講と合わせて約30名が参加しています。

愛知県下各労働基準協会が行う『労働法令総合講座』は、

- ▽入門編＝労働実務基礎講習（無料）
- ▽初級編＝労働実務総合研修
- ▽中級編＝労働実務専門講座
- ▽上級編＝社会保険労務士試験受験対策総合講座

と知識レベルに合わせた4段階の内容で実施しています。

労働実務専門講座は中級編として、経営者、労務人事・安全衛生管理者や担当者が日常業務で必要となる知識を中心に、労務・安全衛生管理の中核をなす法令の内容・留意点・関係書類の作成の実務を各1日で学びます。

6月12日に行った1日目の「労働基準法研修」では、当協会副会長・専務理事 市之瀬特定社会保険労務士が講師を務め「労働トラブルの防止と労働基準法、労働基準法の概要、総則、労働契約、賃金、労働時間・休憩・休日・有給休暇、年少者・妊産婦等、今後の労務管理に向けて」の各項目について書類作成、受講者討議によるケース・スタディや労働小話を挟みながら、解説が行われました。

今後の開催予定は以下のとおり。

- 6月26日（2日目）

【安全衛生研修】

「労働安全衛生法等関連法令の概要と事務手続き」池戸労務安全管理事務所 池戸所長

「安全衛生管理活動の概要と留意点」アマノ労働安全衛生コンサルタント所長 天野労働安全衛生コンサルタント

- 7月10日（3日目）

【社会保険研修】

「健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法等の概要と事務手続き」河村つぐみ社会保険労務士事務所所長 河村社会保険労務士

- 7月24日（4日目）

【労働保険研修】

「労災保険法、雇用保険法の概要と事務手続き」当協会 石田理事・事務局長(元労働保険事務組合課長) 基礎法令コースの後期日程は、令和7年1月15日、29日、2月12日、26日に開催します。

また、労務管理の中心となる労働時間・賃金管理の詳細と、数ある労働法令のうち主要な法律を学ぶ「労働実務専門講座 就業管理コース（4日間）」を次の日程で開催します。

- 令和6年9月11日

【労働時間管理研修】

- 9月25日

【賃金管理研修】

- 10月9日

【雇用関係法研修・雇用均等関係法研修】

- 10月23日

【労働関係法研修・労使紛争防止研修】

本講座は、従来からの対面受講を録画したDVD受講にも対応しています。また、必要な科目のみを選択して受講することが可能です。

お問い合わせ・お申し込みは、実施機関（一社）名北労働基準協会 総合受付（電話 052-961-1666）まで。



「労働実務専門講座 基礎法令コース」労働基準法研修

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

濱野雄司



労災保険の通勤災害適用

労働者災害補償保険法での災害補償は、業務災害（以下「労災」という）だけでなく通勤災害（以下「通勤」という）が通勤上の負傷、疾病、障害、死亡等に対して給付が行われます。労災と通勤の保険給付はほぼ同じです。しかし、通勤が適用されるにはいくつかの条件を満たす必要があります。まず一つ目は、自宅と会社（就業の場所）との往復であること。単身赴任者の場合は単身赴任先のアパートと自宅の間の移動も認められます。また、就業に関して合理的な経路及び方法であり、業務の性質を持たないことが必要です。

ここで注意しなければならないことは、「合理的」という言葉です。普段徒歩で、公共交通機関で、車やバイクでという異なる手段で通勤しますが、通勤は会社に届け出た手段でしか適用されないわけではありません。例えば、普段公共交通機関で通勤する方が車で通勤した時に事故にあり、負傷等した場合にも通勤は適用されます。但し、通常車で通勤する人が通る合理的な経路で通勤すること等の条件があります。二つ目は、通勤に通常伴う危険が具体化したことです。具体的には、通勤の途中に交通事故にあり負傷した、駅の階段を

踏み外して負傷した、自転車で転倒し負傷した、建設現場の塀が倒れ負傷した場合等です。三つ目は、いつもの通勤の経路をはずれて、通勤と関係ない行動をとったりしないことです。例えば、通勤経路を外れて

った行為が二つのキーワードに合致していれば通勤災害として適用される場合があります。「ささいな行為」と「日常生活上必要な行為」です。「ささいな行為」とは通勤途中にあるトイレを利用したり、通勤途中にある売店でジュースを買って飲んだり、雑誌や新聞をかうような行為です。この場合は、その行為を行って



映画を観たり（逸脱）、通勤経路途中に居酒屋で一杯飲んだり（中断）するような場合は通勤経路を逸脱・中断をしたとみなされて、それ以後は通勤災害としては認められません。但し、この場合でも行

品の購入、決められた施設や学校で教育・訓練を受ける、選挙の投票に行く、病院で診察を受ける、別居している要介護状態にある2親等内の親族及び配偶者の父母の介護をする場合等（継続的に又は反復していること）で

「日常生活上必要な行為」とは日用品の購入、決められた施設や学校で教育・訓練を受ける、選挙の投票に行く、病院で診察を受ける、別居している要介護状態にある2親等内の親族及び配偶者の父母の介護をする場合等（継続的に又は反復していること）です。この場合は、通勤経路を外れた時から通勤経路に戻るまでの間は適用されませんが、通勤経路に戻ればそれ以後は適用されます。その他の事項として、

通勤で受けた保険給付の金額は次年度の保険料には影響しません。従業員の方から通勤の請求をお願いされたときは請求してください。

▽ 労災・通勤の保険給付、事業主・一人親方の労災保険特別加入など詳しいことが知りたい場合は、当協会の会員事業場無料相談ダイヤル「企業の労働110番」（☎052196117110）にご相談下さい。
（当協会未入会企業も初回協会にご来局いただいた場合に限り、無料でご相談が可能です）
（濱野社労士事務所 長 赤ワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）
イラスト・伊藤香澄

(令和6年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、 最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

申請先 愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課

問合せ 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

問合せ あいち雇用助成室：052-688-5758

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

問合せ ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

問合せ サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

～最低賃金の改定が予定される10月より前に！

活用すると大変有効！業務改善助成金！～

愛知県最低賃金については、昨年10月に過去最大41円の引き上げにより時間額1,027円となりましたが、今年も大幅な引き上げが予想されています。

業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（例：POSレジシステム、食器洗い乾燥機、リフト付き福祉車両等）を行う場合、その設備投資などに要した費用の一部（最大600万円）を助成する制度であり、最低賃金の改定が予定される10月より前に活用していただくと大変有効です。

令和6年4月の申請件数は昨年同月に比べて3.5倍となっております。予算の上限に達すれば、申請期限（令和6年12月27日）前でも申請を締め切る場合がありますので、本助成金に関心がある事業者の方は、お早めの申請をご検討ください。

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 申請する事業場内で最も低い時間給が、1,027円以上1,077円以下であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支援内容

設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額を、助成上限額の範囲内で支給します。

(例) 20万円のPOSレジシステムを購入した場合 支給額：20万円×3/4＝15万円

お問合せは、業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）へ、交付申請書等の提出は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課（052-857-0313）へ。

「まずは気軽に
お問合せを！」



タスケくん

参考ウェブサイト

● 厚生労働省ウェブサイト

「業務改善助成金」

最新の要領・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

業務改善助成金 検索

● 最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

最低賃金特設サイト 検索

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者との取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

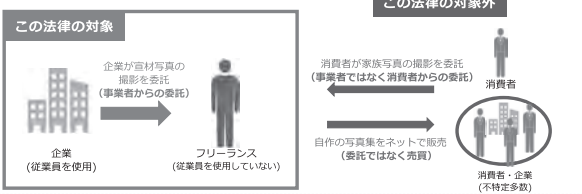
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

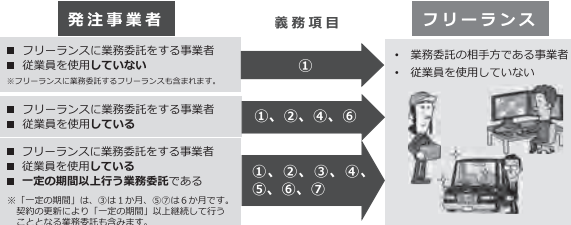


- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上」の雇用が見込まれる者が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受ける場合には、この法律における「フリーランス」にあたりません。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法が適用されます。

内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から最遅で60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ● 受領拒否 ● 報酬の減額 ● 返品 ● 買いたたき ● 購入・利用強制 ● 不当な経済上の利益の提供要請 ● 不当な給付内容の変更、やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるような、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申し出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申し出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に關し、次の措置を講ずること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政令・告示などで定められています。詳細な法律等の内容や最新の情報は以下の関係官庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。

「はたらきかたススめ」特設サイトをご覧ください！



2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師について、業界別の取組や国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。

働き方改革をすすめるために。。。

- ・ 荷待ち時間を削減し、トラックドライバーが決められた時間内で配送を行えるようにする
 - ・ 宅配ボックスなどを活用した置き配を利用する
 - ・ P A や S A の駐車場のルールを守る
 - ・ 著しく短い工期を前提とした工事依頼は控える など
- わたしたちができることがあります！**

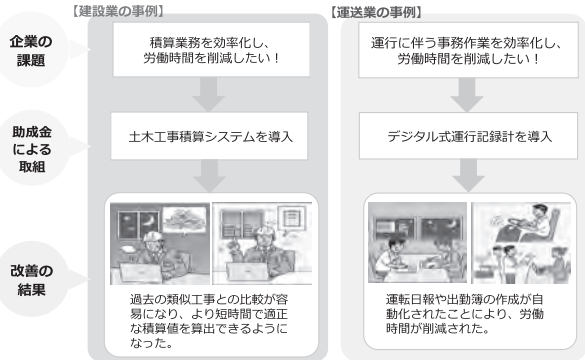
はたらきかたススめ ←是非ご覧ください！→

愛知労働局・県下労働基準監督署

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コースのご案内

令和6年4月1日に、建設業、自動車運転の業務、医業に従事する医師にも、時間外労働の上限規制が適用されました。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減など環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

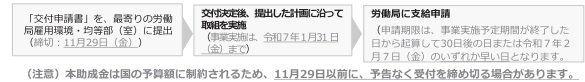
課題別にみる助成金の活用事例（建設業、運送業の場合）



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入など成果目標の達成状況に応じて取組の実施に要した経費の一部を最大1000万円（業種による）まで助成します。

ご利用の流れ



（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予定なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、下記にお尋ねください。

愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当） まで
問合せ先：052-857-0313

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。
電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

事業主の皆さまへ

令和7年4月から段階的に施行

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました！

愛知労働局雇用環境・均等部指導課

①子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

- ・ 柔軟な働き方を実現するための措置の義務化
- ・ 所定外労働の制限（残業免除）の対象の拡大
- ・ 育児のためのテレワークの導入の努力義務化
- ・ 子の看護休暇の見直し
- ・ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

②育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

- ・ 従業員数300人超の企業に育児休業等の取得の状況を公表の義務化
- ・ 次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長
- ・ 一般事業主行動計画策定時における育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

③介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

- ・ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置の義務化

詳細はこちらから



お問い合わせ先 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課
TEL 052-857-0312



毎年8月は"労働基準協会 労働相談業務周知月間"です

愛知県下労働基準協会 『企業の労働110番』労働相談室

(企業の労働 何でも110番)

相談専用ダイヤル 企業の労働110番 ☎052-961-7110

メール相談 roudou110@meihokurouki.or.jp

ファックス相談 FAX(052)961-9635

来局相談 (一社)名北労働基準協会 1階相談室
名古屋市北区清水1丁目13-1(電話予約要)



相談事例の閲覧など
←詳しくはコチラ

平日 月～金 8:30～17:30(土日祝日等除く)

※労働相談は、秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策をアドバイスします。労働者の立場からのご相談には応じません。愛知県下労働基準協会の会員企業様は、解決まで何度でもご相談ください。協会に未入会の企業様は、初回(一社)名北労働基準協会にご来局いただいた場合に限り、無料でご相談に応じます。当協会の管轄外地区の関連・協力企業もご活用が可能です。ぜひともご相談をお勧めください。

【臨時相談室のご案内】

専門相談員がお待ちしています

● 豊田会場 ●

豊田商工会議所
【相談室開設日時】

■令和6年8月2日(金)12:30～17:00
(下記講習時間を除く)

「労働法の基礎を分かりやすく
学ぶ無料セミナー」13:30～16:30

● 名古屋会場 ●

【相談室開設日時】

■(1)令和6年8月8日(木)12:30～17:00
名北協会1階相談室(下記講習時間を除く)
「労働実務基礎講習」(参加無料)
13:30～16:30

■(2)令和6年8月23日(金)12:30～17:00
中日ホール&カンファレンス ルーム3
(下記講習時間を除く)
「10の労働トラブル防止無料セミナー」13:30～16:30

■(3)令和6年8月28日(水)8:30～17:00
名北協会1階相談室(下記講習時間を除く)
「労働実務総合研修」9:30～16:30
(有料講習・相談無料)

※上記いずれの講習も参加受付中
詳しくは、名北労働基準協会ホームページ
もしくは、総合受付(☎052-961-1666)にお問
合せ下さい。

毎年8月は"労働基準協会 無料労働相談業務周知月間"です

10の労働トラブル防止無料セミナー

令和6年度版 労働相談で特に多い

無料 インターネット受講も可能 主催:愛知県下各労働基準協会

愛知県下各労働基準協会では、労働に関する相談を、
無料で対応する県下共通の相談センター「企業の労働110番 労働相談室」を、令和4年度より設置しております。
愛知県下の約1万3千の労働基準協会の会員企業であれば、何でも、1つでも、どこでも、企業立場で、労働諸問題を解決まで無料でアドバイスします。なお、未入会の企業も、初回1回相談に限り無料でご相談が可能です。
より多くの会員企業に相談をいただきたく、毎年8月を無料相談業務の周知月間として、下記の周知活動を行います。
この活動の一環として、特に労働相談で多い、労働時間、労使紛争、労働保険、ハラスメント、労働災害等の、労働トラブル防止対策について解説する、「令和6年度版 労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナー」を開催いたします。
ぜひとも無料労働相談のご活用、ならびに本セミナーへのご参加をお願い申し上げます。

1. 無料セミナーの開催 半日(半日版)労働相談で特に多い10の労働トラブル防止無料セミナーを開催します。	2. 経営事例の解説 相談事例を参考に、企業の労働110番です。また、名古屋の企業から、ご質問をいただきます。	3. 無料相談室の開設 「企業の労働110番」労働相談室を、県下各労働基準協会に、会場に、臨時相談室を開設します。	4. 経営者向けの周知 「企業の労働110番」の案内、電話番号が記載されたパンフレット、会員企業にお配りします。	5. 相談室の開設 「企業の労働110番」の開設に際し、各労働基準協会に、関係先にお配りします。
--	--	--	---	---

労働時間対策 26%

労務管理対応 24%

労働時間対策 13%

メンタル不調対策 12%

ハラスメント対策 12%

労働時間対策 11%

10の労働トラブル防止無料セミナー

13:30～16:30

8月23日(金)

中日ホール&カンファレンス ルーム3

名古屋市北区4-1-1 甲日ビル5F

令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止無料セミナー

●日時 令和6年8月23日(金) 13:30～16:30 ●会場 無料

●会場 中日ホール&カンファレンス カンファレンスルーム3
名古屋市北区4-1-1 甲日ビル5F

●定員 会場参加は60名(定員に限り次第の通りです) インターネット受講も可能です。

●内容・講師

1. 無料労働相談の現状と相談に見られる特徴 トラブル事例は令和5年度と全く異なります
2. 令和6年度版 労働相談で特に多い 10の労働トラブル防止

① 過労勤務を希望するメンタル不調者への対応	② パワハラ行為を遂行する労働者への対応
③ セクハラとならぬ非正規労働者の活用	④ LOST労働者への対応
⑤ 多様な労働災害発生時の対応	⑥ 過労死・過労自殺発生時の対応
⑦ 労働保険料の申告が誤っていた場合の対応	⑧ 採用後に問題が見つかった社員への対応
⑨ 過度な増産要求を行った労働者への対応	⑩ 労働時間・休日労働を勝手に行う社員への対応

3. 良好な労使関係による企業の繁栄

1. 一社一社労働基準協会
2. 協会長・専任職員
3. 特定社会福祉協議会
4. 労働相談員
5. 市之橋 貴司
6. 名古屋労働基準協会
7. 名古屋労働基準協会
8. 労働相談員
9. 労働相談員
10. 労働相談員
11. 労働相談員
12. 労働相談員
13. 労働相談員
14. 労働相談員
15. 労働相談員
16. 労働相談員
17. 労働相談員
18. 労働相談員
19. 労働相談員
20. 労働相談員

1. 一社一社労働基準協会
2. 協会長・専任職員
3. 特定社会福祉協議会
4. 労働相談員
5. 市之橋 貴司
6. 名古屋労働基準協会
7. 名古屋労働基準協会
8. 労働相談員
9. 労働相談員
10. 労働相談員
11. 労働相談員
12. 労働相談員
13. 労働相談員
14. 労働相談員
15. 労働相談員
16. 労働相談員
17. 労働相談員
18. 労働相談員
19. 労働相談員
20. 労働相談員

衣浦東部保健所コーナー

今月は碧南市よりお知らせです！



1・健康講座のご案内

碧南市健康課（保健センター）では、市内事業所の健康づくりを応援しています。保健師、歯科衛生士、栄養士が事業所に出向いて、健康講座を行います。従業員の方の健康管理に、ぜひご利用ください。

	テーマ	内容	担当
1	脱メタボの ライフスタイル講座	メタボリックシンドロームについてと予防・解消法。 簡単な運動実技も希望に応じます。	保健師
2	知って防ごう！ がんのはなし	各種がんについてと検診・予防法。 がんの種類は、希望に応じます。	保健師
3	きちんと知ろう！ たばこのはなし	喫煙が身体に与える影響、COPD、受動喫煙の影響について。禁煙の方法について。	保健師
4	こころの健康づくりをはじめよう	ストレスチェックやストレスと上手に付き合う方法をアドバイスします。	保健師
5	めざそう8020！ 口腔ケアでヘルシーライフ	歯と口腔のセルフケア方法について。 口腔機能低下予防について。	歯科 衛生士
6	食生活で健康づくり	栄養バランスを考えた食事のとり方について。	栄養士
7	カスタマイズプラン（貴社のご希望にあわせて健康講座を行います。）		

所要時間：1テーマ30～60分程度（ご相談に応じます。）

申込みは、[碧南市保健センター](#)へお電話にてお問い合わせください。

*講座希望日の3週間前までに裏面「健康講座申込書」にてお申込みください。

夜間（21時まで）や土日でも、ご相談に応じます。

健康講座 HP



2・へきなん健康マイレージのご案内

日々の健康的な取り組みを「ポイント」に変え、「あいち健康づくり応援カード(まいか)」がもらえる事業です。「まいか」は愛知県内の協力店で、割引やサービスを受けられるお得なカードです。抽選で賞品も当たります。楽しく健康づくりに取り組んで、健康とお得を手に入れましょう！

対象：18歳以上の碧南市民、碧南市に在勤の人

令和6年度抽選付き「へきなん健康マイレージ」のチャレンジ期間：

令和6年7月1日（月）から令和7年2月28日（金）

※参加方法は、チャレンジシート（紙版）または健康マイレージ連携アプリ

「あいち健康プラス」をご利用ください。

【申込み・問合せ先】：碧南市保健センター（碧南市 健康課） 成人保健係

電話 0566-48-3751 FAX 0566-48-2165 E-mail kenkouka@city.hekinan.lg.jp

健康マイレージ HP



会員だより

刈谷支部

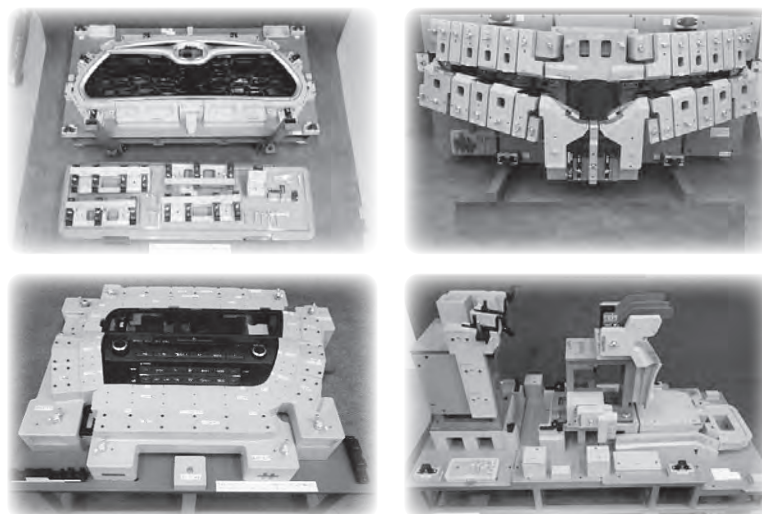
《会社概要》

代表者：代表取締役社長 中野 厚
所在地：刈谷市今川町鍋田 39 番地
設 立：平成 21 年 6 月（創立：昭和 30 年）
資本金：3,000 万円
従業員：43 名



【商品一例】

形状の寸法精度を確認するための“検査治具”、振動試験やサーマル熱試験など各種試験機にワークをセットするための“試験治具”などを、設計提案から完成まで一貫通貫で業務を請け負っております。また溶着治具や組付け治具など量産の為に必要な設備治具の製作や、量産工程に必要な NC 加工・多関節 3 次元測定機を使ったカラーマッピングや実物を 3D データ化するリバースエンジニアにも取り組んでおります。

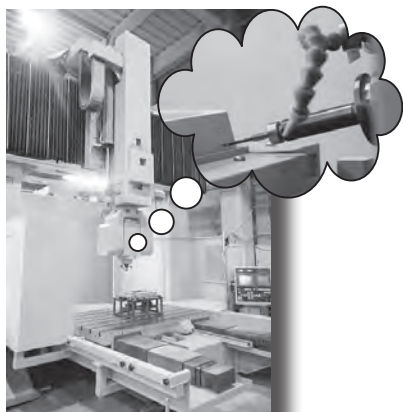


最近では技術者が少なくなってきた木型免許を持った社員も複数人おります。合板を使って製作する試作品や木箱や棚などの簡易治具の製作にも携わっております。

【大手企業との取引実績・開発実績】

大手自動車メーカー 一部上場自動車部品メーカー海外部品メーカーなど検査治具を中心とした取引実績多数有。

【NC 加工機（5 軸）】



【所有機械】

大型 5 軸 NC 加工機 7 台
中小型 3 軸 NC 加工機 5 台
ワイヤーカット 4 台
DNC 装置 18 台
CAD/CAM システム
38 台（4 機種）
3 次元測定機
大型 1 台・小型 2 台
各種工作機械 50 台

【お問合せ先】

担当部署：営業部、総務部
T E L：0566-36-0028
F A X：0566-36-1522
MAIL：eigy-1@nakano-t.co.jp
H P：http://www.nakano-t.co.jp

お知らせ

労務管理講習会開催のお知らせ

1. 日時 2024年8月5日(月) 13:30~16:20 (予定)
2. 場所 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター交流ホール
刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981
3. 次第
 - 1) 挨拶 (10分) (一社) 刈谷労働基準協会 労務・教育部会長 神谷 弘恵
刈谷労働基準監督署 署長 佐野 晃
 - 2) 説明
 - ① 「令和5年度監督指導内容と注意すべきポイントについて」
刈谷労働基準監督署 第一方面主任監督官 三戸部 孝敏
 - ② 「働きやすい職場をつくるためにメンバーに対してできること」
C&C パートナー代表
中京大学 経営学部 経営学科 非常勤講師 鈴木 一恵
4. 会費 無料
※参加をご希望される方は、右記QRコードより、7月22日(月)までにお申込みをお願いいたします。
当協会ホームページの事業案内からもお申込みいただけます。



事前にお申込が無い方はご参加いただけませんので、ご注意ください。

以上

金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習会のご案内

- ・2024年7月30日(火)
あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター
刈谷市恩田町 1-157-1 TEL 0566-45-5981
- ・2024年9月19日(木)
あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター
- ・2024年11月8日(金)
刈谷商工会議所 刈谷市新栄町 3-26

時間 9:00 ~ 17:50

会費 11,000円 (消費税含む)


受講料	9,130円
テキスト代	1,870円



講習のご案内

申込・お問い合わせは刈谷労働基準協会へ
(<https://www.kariya-rouki.or.jp>)

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名		日程	会場	会費	
				会員	非会員
技 能 講 習	31H フォークリフト	(学) 9月6日 (実) 9月7・8・14日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450 円	
		(学) 9月6日 (実) 9月9・10・11日			
	プレス機械主任者	8月26・27日	あいち産業科学技術総合センター	13,090 円	
	有機溶剤作業主任者	8月1・2日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		8月5・6日			
		9月19・20日			
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	8月20・21日	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	
		9月9・10日			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	9月25・26・27日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	17,710 円		
	9月25・26・30日				
石綿作業主任者	9月24・25日	あいち産業科学技術総合センター	13,321 円		
金属アーク溶接等 	7月30日	あいち産業科学技術総合センター	11,000 円		
	9月19日				
特 別 教 育	プレス機械金型	(学) 9月3日 (実) 9月10日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750 円	17,050 円
	アーク溶接	(学) 8月7・8日 (実) 8月24日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210 円	26,510 円
	粉じん	8月9日	あいち産業科学技術総合センター	8,360 円	11,660 円
	低圧電気 (実技7H含む)	8月27・28日	刈谷商工会議所	17,050 円 20,350 円	
		9月17・18日			
	産業用ロボット	(学) 8月20・21日 (実) 8月23日 (満席)	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980 円 38,280 円	
		(学) 8月20・21日 (実) 8月24日			
テールゲートリフター	(学) 9月20日 (実) 9月21日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 弘伸運輸 小垣江営業所	13,090 円	16,390 円	
そ の 他	建築物石綿含有建材調査者	8月29・30日	あいち産業科学技術総合センター	44,000 円	49,181 円
	化学物質管理者 (取扱事業所)	8月26日	あいち産業科学技術総合センター	15,180 円	18,480 円
	化学物質管理者 (製造事業所)	9月11・12日	あいち産業科学技術総合センター	23,980 円	27,280 円
	職長教育(製造業)	9月5・6日 (満席)	あいち産業科学技術総合センター	12,980 円	16,280 円
	保護具着用管理責任者	9月13日	あいち産業科学技術総合センター	17,050 円	20,350 円
	衛生管理者受験準備	8月28・29日	あいち産業科学技術総合センター	18,810 円	22,110 円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	7月	8月	9月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合講法令 労働法令 講座	1. 労働実務基礎講習（半日）		17	8	10	無料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）			28		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）		10 24		11 25	全日 36,700	全日 44,500	
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）		22	21	17	無料		名北労働基準協会他
労働問題 セミナー	1. 令和6年度の労働の動向を聴くセミナー					無料		ウイルあいち
	2. 労働トラブル防止総合講座			5		6,900	9,130	名北労働基準協会
	3. 2024年問題建設業対応セミナー					無料		
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育		3			7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. ダイオキシン類特別教育		12			7,330	9,160	
社員教育	1. 管理能力向上研修				20	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修		23					
	3. 人事考課者研修							
	4. ハラスメント防止研修		20					
	5. ハラスメント相談担当者研修			24				
	6. アンガーマネジメント研修		2					
	7. アサーティブ研修							

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	9月12日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料	
	学科(日)	実技(日)				
技能講習	ガス溶接	8月20日	8月24日	ポラビル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
	はい	8月26日	8月27日	ポラビル		12,895円
	乾燥設備	8月8日	8月9日	刈谷商工会議所		13,450円
		8月21日	8月22日	ポラビル		
特別教育	電気自動車	8月7日		名鉄自動車校 専門学校		会員 10,190円 非会員 10,690円

協賛 第97回 全国安全週間

本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

ずっと広がる未来のために
なぜ
Why?
JTEKT が必要なのか。

その先にある **シヤワセ** を創り出すために。
地球・世の中・お客様に貢献する会社だから。

JTEKT



株式会社ジェイテクト




アイシンは、挑む。
“移動”に感動を、未来に笑顔を。

AISIN

We Touch the Future

世界のくらしに笑顔届けたい

人々のくらしに寄り添い、
お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



トヨタ車体
TOYOTA AUTO BODY



豊田自動織機
www.toyota-shokki.co.jp



自動車事業
産業車両
繊維機械
コンプレッサー
ワークス
物流

ワクワクを
カタチに変える。

あらゆる人に 移動革新を Mobility Well-being



DENSO
Crafting the Core

協賛 第97回 全国安全週間

本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全



その居心地の良い空間は、トヨタ紡織のある空間です。

QUALITY OF TIME AND SPACE すべてのモビリティへ“上質な時空間”を提供



社会に愛される企業づくり！！

シマツビーエム株式会社

刈谷市神明町4-702

TEL : 0566-25-2212

FAX : 0566-27-5800

「こころ」を「かたち」に
近藤グループ

(株)近藤組

近藤工業(株)

(株)プラスワン

新日産業(株)

エナジーK(株)

www.kondo.jp



株式会社豊田自動織機グループ

株式会社 サンバレー

職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください

〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F

TEL : 0566-25-2258

E-mail: sv_bousai@sunvalley-e.co.jp

「人」と「技術」のインテグレーション

アスカ株式会社

自動車部品事業【自動車部品のプレス加工・溶接組立】

配電盤事業【分電盤・制御盤・盤用キャビネット】

ロボットシステム事業【産業用ロボット・自動化システム・制御装置】



より良い
コミュニケーションのために
新しい価値を創造する

印刷、情報システム、アウトソーシングで
お客様の業務課題の解決に取り組んでいます

<https://k-cr.jp/>

小林クリエイティブ株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

サンエイ株式会社



作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定
熱中症対策なら、ぜひ当社にお任せ下さい!

【環境事業部】 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1
TEL 0566-22-2114 担当:安藤淳也

協賛 第97回 全国安全週間

本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

工場メンテナンスのエキスパート



中一建設工業株式会社

本社 愛知県知立市内幸町加藤75番地 〒472-0042
TEL (0566) 82-7111 (代) FAX (0566) 81-1132
URL: <https://nakaichi-re.co.jp/>

Nakagawa Mold & Design, Inc. 中川工業株式会社



1. 精密铸造用の木型
樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造
2. スタンピング型及び簡易プレス型の
設計・開発及び製造
3. スタンピング型及び簡易プレス型による
樹脂、金属プレス成形品の製造
4. 铸造用砂型・部品の設計・開発及び製造
5. 検査治具の設計・開発及び製造

ISO9001:2008 ISO14001:2004 認証取得 <https://www.nakagawa-kk.co.jp/>

工場設備のトータルプランナー企業

HIC 豊安工業株式会社

472-0042 愛知県知立市内幸町加藤40
TEL 0566-81-0885 FAX 0566-82-0321

<https://www.e-houan.co.jp/>

さらなる高品質、
グローバル企業へ

自動車用ホイールとLPGボンベの専門メーカー

CMW 中央精機株式会社



人と電気を未来へつなぐ。 高浜電工株式会社

〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8
TEL : 0566-53-1490 Fax : 0566-52-6777
HP : <https://takahamadenko.com/>

楽しさの創造



スギ製菓株式会社

〒447-0857 碧南市大浜上町3-85-1
TEL : 0566-45-2020 FAX : 0566-45-2021
<https://www.sugiseika.co.jp>



寿金属工業株式会社

顧客ニーズにお応えするアルミ合金製鋳物を
試作から、鋳造、後処理、評価まで一貫生産
〒445-0892
西尾市法光寺町北山1番地
TEL 0563-56-3551



シェルモールド



空間の追求

クロタ精工株式会社

代表取締役 鈴木泰博

本社工場 〒447-0887 愛知県碧南市汐田町1丁目26番地
TEL 0566-41-3420 FAX 0566-48-4400
安城工場 〒444-1213 愛知県安城市東端町用地139番地
TEL 0566-92-2088 FAX 0566-92-2081
<https://www.kurotaseiko.co.jp>



安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無災害 緑
 不休災害 黄
 休業災害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



あなたの職場、
大丈夫ですか？

床の安全対策は、
HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部




MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当
清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド 

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□ 初動対応

□ 避難生活対応

□ 保管場所



**【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、【3日間】を生き抜く準備をサポート**

M ミドリ安全株式会社
刈谷支店 / 愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003
 電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
 ・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
 健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
 一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
 FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

<p>労基法運用の実務広報誌</p> <h3>労働基準広報</h3> <p>B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)</p>	<p>管理・監督者のための実践情報誌</p> <h3>先見労務管理</h3> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)</p>	<p>年度版 安衛法便覧 労働調査会出版局 編 最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主要行政指導通達を収録しています。 B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)</p> <p>購読会員への特典</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期付録の発行 ● 労務相談室の無料利用 ● 労務関係資料の無料提供 ● 社内研修等への講師の派遣
<p>労働安全衛生の専門情報誌</p> <h3>労働安全衛生広報</h3> <p>B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)</p>	<p>雇用管理者必携</p> <h3>建設労務安全</h3> <p>B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)</p>	

定期刊行誌 見本誌(無料)
 送付ご希望の方は、
 ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
 TEL 052(211)2073

印編 一発
 刷集 般社行
 所人 団法人所
 (株)刈谷市幸町二丁目二番地
 刈谷市高松町一丁目二番地
 刈谷労働基準協会
 (電話)〇五八六一二二一六三三七
 定価一五〇円